

新型コロナウイルス感染症関連情報

広野町新型コロナ感染症対策本部 令和2年4月8日

町税などの納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症に罹患した、又は感染拡大の影響により所得や事業に著しい損失が発生したなどの事情により、町税や保険料などの納付が困難になられた方が、担当窓口において申請いただくことで、法令等の要件を満たす場合のみ、納付の猶予を行うことができます。お困りの方は、下記の担当課までご相談ください。

【主なお問い合わせ先】

科目名	担当課	連絡先	メールアドレス
町県民税	町民税務課	☎ 27-4160	chouminzeimu@town.hirono.fukushima.jp
固定資産税			
軽自動車税			
国民健康保険税			
介護保険料	健康福祉課	☎ 27-2113	kenkoufukushi@town.hirono.fukushima.jp
後期高齢社医療保険料			
町営住宅使用料	総務課	☎ 27-2111	soumu@town.hirono.fukushima.jp
こども園利用者負担金	こども家庭課	☎ 27-2115	kodomokatei@town.hirono.fukushima.jp

【受付時間】

各科目についてのお問い合わせ受付時間は、一律で「平日 午前8時30分～午後5時15分」となります。

悪質商法にご注意を！！

全国で新型コロナウイルス感染症対策に便乗した「マスク販売の架空請求」「水道管の清掃」「公的機関であると偽った個人情報聞き取り」などの悪徳商法が確認されております。このような被害を防ぐためには、身に覚えがないメールや心当たりのない電話が寄せられても対応しないことが大切です。十分にご注意いただくとともに、怪しいと思ったら福島県消費生活センターへ、すぐご相談ください。

【お問い合わせ先】

福島県消費生活センター ☎024-521-0999

開所時間：月～金 午前8時30分～午後5時15分（祝日、12月29日～1月3日を除く）